

3 議 事

(1) 川口市子ども・子育て支援事業計画の変更について

様式2

変更理由書

1 教育・保育事業

○変更理由

当初の量の見込みと現状の実態に乖離があることから、実態に合わせ見直しを行うもの。

○変更箇所

【量の見込みと提供体制】 【提供体制確保の考え方】

○適用日

平成29年4月1日

1 教育・保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位:人)

量の見込み		27年度					28年度					29年度					30年度					31年度					
		1号認定(3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定(3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定(3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定(3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定(3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3,580	730	1,560	1,190	230	3,610	690	1,640	1,260	230	3,550	620	1,730	1,260	230	3,550	570	1,820	1,250	220	3,540	530	1,890	1,240	220	
	神根、安行、戸塚	2,890	920	1,230	880	160	2,800	840	1,250	940	160	2,800	770	1,310	940	160	2,840	710	1,370	940	160	2,900	680	1,410	940	160	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,410	870	1,150	830	150	2,350	790	1,150	880	150	2,370	730	1,210	880	150	2,420	680	1,270	880	150	2,450	640	1,320	880	150	
	合計①	8,880	2,520	3,940	2,900	540	8,760	2,320	4,040	3,080	540	8,720	2,120	4,250	3,080	540	8,810	1,960	4,460	3,070	530	8,890	1,850	4,620	3,060	530	
		6,460		3,440			6,360		3,620			6,370		3,620			6,420		3,600			6,470		3,590			
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	140		2,120	940	170	140		2,180	960	170	660		2,240	1,000	170	980		2,240	1,000	170	980		2,240	1,000	170
		確認を受けない幼稚園	4,950					4,950					4,430					4,110					4,110				
		特定地域型保育事業				140	40					190	40				240	40				240	40			240	40
		認可外保育施設				100	50				100	50				100	50				100	50			100	50	
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,210	590	120	0		1,390	670	120	0		1,560	770	130	0		1,560	770	130	0		1,560	770	130
		確認を受けない幼稚園	3,040					3,040					3,040					3,040					3,040				
		特定地域型保育事業				200	50				200	50				200	50				200	50			200	50	
		認可外保育施設				10	10				10	10				10	10				10	10			10	10	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,380	630	130	140		1,430	670	140	140		1,480	690	140	140		1,480	690	140	140		1,480	690	140
		確認を受けない幼稚園	3,445					3,445					3,445					3,445					3,445				
		特定地域型保育事業				40	10				80	20				140	30				140	30			140	30	
		認可外保育施設				10	10				10	10				10	10				10	10			10	10	
		合計②	11,715		4,710	2,660	590	11,715		5,000	2,890	610	11,715		5,280	3,160	630	11,715		5,280	3,160	630	11,715		5,280	3,160	630
	② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含む) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)	315		770	-190		635		960	-120		875		1,030	170		945		820	190		975		660	200		
			4,710		3,250			5,000		3,500			5,280		3,790			5,280		3,790			5,280		3,790		

【提供体制確保の考え方】

1号認定

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・量の見込みを確保できていない地区もあるが認定こども園及び幼稚園に関しては、地区を越えて利用しているので、市全体で確保方を考えます。

2号認定教育ニーズ

- ・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。

2号認定保育ニーズ及び3号認定

・平成28年4月開所及び平成29年4月開所の認可保育所(定員90人)を各年度5か所、計10か所整備するとともに、平成28年4月開所及び平成29年4月開所の小規模保育事業所、19人定員の事業所を各年3か所、各年計6か所、合計12か所整備します。

1 教育・保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位:人)

量の見込み		27年度					28年度					29年度					30年度					31年度					
		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳		教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3,580	730	1,560	1,190	230	3,610	690	1,640	1,260	230	3,550	620	1,730	1,260	230	2,860	620	2,460	1,710	410	2,820	630	2,510	1,710	410	
	神根、安行、戸塚	2,890	920	1,230	880	160	2,800	840	1,250	940	160	2,800	770	1,310	940	160	2,680	760	1,480	1,080	230	2,650	780	1,560	1,080	230	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,410	870	1,150	830	150	2,350	790	1,150	880	150	2,370	730	1,210	880	150	2,000	730	1,640	1,060	260	1,990	740	1,680	1,060	260	
	合計①	8,880	2,520	3,940	2,900	540	8,760	2,320	4,040	3,080	540	8,720	2,120	4,250	3,080	540	7,540	2,110	5,580	3,850	900	7,460	2,150	5,750	3,850	900	
		6,460		3,440			6,360		3,620			6,370		3,620			7,690		4,750			7,900		4,750			
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	140		2,120	940	170	140		2,180	960	170	660		2,240	1,000	170	980		2,736	1,234	258	980		2,736	1,234	258
		確認を受けない幼稚園	4,950					4,950					4,430					4,110					4,110				
		特定地域型保育事業				140	40					190	40				240	40				525	111			525	111
		認可外保育施設				100	50				100	50				100	50					38	18			38	18
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,210	590	120	0		1,390	670	120	0		1,560	770	130	0		1,495	678	147	0		1,495	678	147
		確認を受けない幼稚園	3,040					3,040					3,040					3,040					3,040				
		特定地域型保育事業				200	50				200	50				200	50					341	80			341	80
		認可外保育施設				10	10				10	10				10	10					2	1			2	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,380	630	130	140		1,430	670	140	140		1,480	690	140	140		1,700	807	187	140		1,700	807	187
		確認を受けない幼稚園	3,445					3,445					3,445					3,445					3,445				
		特定地域型保育事業				40	10				80	20				140	30					265	58			265	58
		認可外保育施設				10	10				10	10				10	10					12	6			12	6
		合計②	11,715		4,710	2,660	590	11,715		5,000	2,890	610	11,715		5,280	3,160	630	11,715		5,931	3,902	866	11,715		5,931	3,902	866
	② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含む) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)	315		770	-190		635		960	-120		875		1,030	170		2,065		351	18		2,105		181	18		
			4,710		3,250			5,000		3,500			5,280		3,790			5,931		4,768			5,931		4,768		

【提供体制確保の考え方】

1号認定

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・量の見込みを確保できていない地区もあるが認定こども園及び幼稚園に関しては、地区を越えて利用しているので、市全体で確保方を考えます。

2号認定教育ニーズ

- ・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。
- ・幼稚園の長時間預かりの拡充を図ることにより、利用しやすい環境づくりに努めます。

2号認定保育ニーズ及び3号認定

- ・平成30年度中に認可保育所、小規模保育事業所の整備、及び定員変更等により1,527名分の定員増を図ります。

変更理由書

2 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

○変更理由

教育・保育事業の量の見込み変更に伴い、その利用率を勘案した本事業の量の見込みについても見直しを行うもの。

○変更箇所

【量の見込みと確保方策】【確保方策の考え方】

○適用日

平成29年4月1日

2 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	<u>1,280</u>	<u>1,300</u>
	神根、安行、戸塚	880	910	930	<u>960</u>	<u>970</u>
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	<u>890</u>	<u>910</u>
	合計①	2,870	2,980	3,050	3,130	3,180
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 時 期	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	<u>1,280</u>	<u>1,300</u>
	(か所)	37	38	39	<u>39</u>	<u>39</u>
	神根、安行、戸塚	880	910	930	<u>960</u>	<u>970</u>
	(か所)	22	25	28	<u>28</u>	<u>28</u>
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	<u>890</u>	<u>910</u>
	(か所)	27	28	29	<u>29</u>	<u>29</u>
	合計②	2,870	2,980	3,050	3,130	3,180
	(か所)	86	91	96	96	96
②-①	0	0	0	0	0	

【確保方策の考え方】

平成27年度の認可保育所86か所と平成28年4月及び平成29年4月開所の認可保育所(各年5か所)において実施します。

2 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	<u>2,748</u>	<u>2,778</u>
	神根、安行、戸塚	880	910	930	<u>1,674</u>	<u>1,722</u>
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	<u>1,776</u>	<u>1,800</u>
	合計①	2,870	2,980	3,050	6,198	6,300
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 時 期	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	<u>2,748</u>	<u>2,778</u>
	(か所)	37	38	39	<u>73</u>	<u>73</u>
	神根、安行、戸塚	880	910	930	<u>1,674</u>	<u>1,722</u>
	(か所)	22	25	28	<u>46</u>	<u>46</u>
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	<u>1,776</u>	<u>1,800</u>
	(か所)	27	28	29	<u>45</u>	<u>45</u>
	合計②	2,870	2,980	3,050	6,198	6,300
	(か所)	86	91	96	164	164
②－①	0	0	0	0	0	

【確保方策の考え方】

全保育所において実施します。

変更理由書

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【放課後児童クラブ事業】

○変更理由

放課後子ども総合プランに基づき、市町村行動計画として「放課後子供教室の整備計画」「教育委員会と福祉部局との連携」を本支援事業計画に追加記載の必要があるため。

また、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度の目標数が、平成28年度末において達成することから、数値の修正をするため。

○変更箇所

【確保方策の考え方】

○適用日

平成29年4月1日

○新旧対照表

旧

待機児童がでないように、現在の保育室で不足する箇所については、必要な時期までに施設を確保できるよう、学校と調整のうえ、余裕教室の他にも特別教室の活用を図っていきます。

なお、放課後児童クラブに登録している児童を含む全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進してまいります。学校への意向聴取や実施教室の運営スタッフの声等の聞き取りから総合的に検証を重ねるとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携の強化に努めます。具体的には、放課後子供教室の教室数を拡充しながら、放課後児童クラブとの一体型実施についても推進していきます。

	平成 26 年度（試行実施）	平成 31 年度（目標）
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子供教室	5 教室	12 教室

新

待機児童がでないように、現在の保育室で不足する箇所については、必要な時期までに施設を確保できるよう、学校と調整のうえ、余裕教室の他にも特別教室の活用を図っていきます。

なお、放課後児童クラブに登録している児童を含む全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進してまいります。学校への意向聴取や実施教室の運営スタッフの声等の聞き取りから総合的に検証を重ねるとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携の強化に努めます。具体的には、放課後子供教室の教室数を拡充しながら、放課後児童クラブとの一体型実施についても推進していきます。

今後も、放課後子供教室運営委員会や総合教育会議等において、総合的な放課後対策について協議・検討していきます。

（目標）	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
放課後子供教室	18 教室	19 教室	21 教室	23 教室	28 教室	33 教室
一体型の放課後児童クラブ及び 放課後子供教室	5 教室	6 教室	12 教室	14 教室	17 教室	20 教室

変更理由書

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

○変更理由

これまでは、定期的に継続して訪問している家庭を対象としていたが、平成29年度より対象者の決定を要保護児童対策地域協議会で行う。保健師・助産師による専門的相談支援の他、必要に応じてヘルパー等による家事、育児援助を実施するため。

○変更箇所

【事業の概要】【量の見込みと確保方策】【確保方策の考え方】

○適用日

平成29年4月1日

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

その中で不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱える家庭を対象とする要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者に関する情報その他、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行います。協議会の機能強化及び処遇困難なケース、緊急保護等迅速な対応が求められるケース、長期的なかかわりを必要とするケースについて関係機関と迅速な連携、協力体制を図っていきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	115	125	135	140	145
	神根、安行、戸塚	105	110	115	118	121
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	80	82	84
	合計①	290	310	330	340	350
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	115	125	135	140	145
	神根、安行、戸塚	105	110	115	118	121
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	80	82	84
	合計②	290	310	330	340	350
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

養育支援訪問事業については、訪問が必要と判断した方すべてに対応できていること、実績に基づく量の見込みの実数を目標事務量として設定しています。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の早期発見・予防に努めるため、要保護児童を発見しやすい立場にある機関に協力を求め、連携の強化に努めます。

新

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

(削除)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	115	125	66	72	78
	神根、安行、戸塚	105	110	90	100	108
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	44	48	54
	合計①	290	310	200	220	240
提 供 体 制 の 確 保 の 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	115	125	66	72	78
	神根、安行、戸塚	105	110	90	100	108
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	44	48	54
	合計②	290	310	200	220	240
	②-①	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

平成28年度までは、定期的に継続して訪問している家庭を対象として計上していましたが、平成29年度からは、要保護児童対策地域協議会で決定した家庭を対象として計上します。平成27年度、28年度前期の実績から200人を見込み、年間20人ずつの増加とします。